

医療法の改正により、医療の安全に向けた体制の整備が求められるようになりました。

平成19年4月1日に改正医療法が施行され、無床診療所を含む全医療機関の管理者の皆様に、改正医療法に対応した医療安全管理体制の整備、実施等が求められることとなりました。

医療法第6条の12(抜粋)

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

《医療の安全に関する事項(抜粋)》

1 医療の安全を確保するための措置について

- (1) 医療に係る安全管理のための指針(文書化)
- (2) 医療に係る安全管理のための委員会(※1)
- (3) 医療に係る安全管理のための職員研修(※2)
- (4) 当該病院等における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

2 医療施設における院内感染の防止について

- (1) 院内感染対策のための指針(文書化)
- (2) 院内感染対策のための委員会(※1)
- (3) 従業者に対する院内感染対策のための研修(※2)
- (4) 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策

3 医薬品の安全管理体制について

- (1) 医薬品の安全使用のための責任者の配置
- (2) 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修
- (3) 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書
- (4) 医薬品の業務手順書に基づく業務
- (5) 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策

4 医療機器の保守点検・安全使用に関する体制について

- (1) 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- (2) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修
- (3) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検
- (4) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策

※1 患者を入院させる施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有しない助産所については適用しない

※2 患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有しない助産所については、当該診療所等以外での研修を受講させることでも代用できる

《参 考》

◇国からの通知文

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について
(医政発第 0330010 号 平成 19 年 3 月 30 日)
- 医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針
(厚生労働省 医療安全対策検討会議
医療安全管理者の質の向上に関する検討作業部会 平成 19 年 3 月)
- 医薬品の安全使用のための業務手順作成マニュアルについて
(医政総発第 0330001 号 薬食総発第 0330001 号 平成 19 年 3 月 30 日)
- 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について
(医政指発第 0330001 号 医政研発第 0330018 号 平成 19 年 3 月 30 日)

※上記通知文は、「北九州市役所ホームページ」内にも掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.city.kitakyushu.lg.jp>

⇒ トップページ上段の『サイト内検索』欄に、「医療機関の方へのお知らせ」と入力して検索ボタンをクリックしてください。

- 医療機関における院内感染対策について (医政地発第 1219001 号 平成 26 年 12 月 19 日)

※上記通知文は、「厚生労働省法令等データベースサービス」内に掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.whoirei.mhlw.go.jp/hourei/>

⇒ トップページ『通知検索・本文検索』欄に、「医療機関における院内感染対策について」と入力して検索実行ボタンをクリックしてください。

◇日本医師会ホームページ(<http://www.med.or.jp/anzen/manual.html>)

患者の安全確保対策室「医療安全管理指針のモデルについて」

◇院内感染対策サーベイランスホームページ(<https://janis.mhlw.go.jp/material/index.html>)

医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引きの改訂版(ver.6.02)2016年版

医療法改正に伴う医療機能情報の提供制度について

平成19年4月1日から医療機関の管理者に対し、医療機関が提供する医療に関する一定の情報(医療機能情報)について、都道府県への報告が義務付けられました。福岡県では、報告された内容を「ふくおか医療情報ネット」(<https://www.fnc.fukuoka.med.or.jp/>)で住民が医療機関の選択を行うための情報として提供しています。医療機関が行わなければならないのは次の事項です。

(医療法第6条の3第1項、第2項)

①医療機能情報を県に定期的に報告しなければなりません。

福岡県の場合、各医療機関に対して年一回、県より報告についての通知があります。

また報告した情報のうち、基本情報(名称、開設者、管理者、所在地、電話・FAX番号、診療科目、診療日、診療時間、病床の種別及び病床数)に変更があった場合は、速やかに修正報告を行ってください。

(注:保健所への変更届出とは別に行う必要があります。)

②県に報告した医療機能情報は、各医療機関内においても閲覧できるようにしなければなりません。

院内での閲覧方法の例として、「ふくおか医療情報ネット」で表示される医療機能情報の画面を印刷したもの(書面提出の場合は書面の写し)などを受付窓口などに常に備えておき、患者からの求めに応じて提供する、といった方法があります。

《問い合わせ先》 福岡県保健医療介護部医療指導課 TEL 092-643-3274

又は 北九州市保健所医務薬務課 TEL 093-522-8726

《パスワード及びシステムの操作方法等についての問い合わせ先》

福岡県救急医療情報センター TEL 092-471-0099